

訴 状

福岡地方裁判所 御中

平成17年6月9日

原告 福田正光

〒810-0004

福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号

被告 福三商工株式会社
上記代表者代表取締役 田中恒房

〒814-0174

福岡市早良区田隈2-1-22

被告 倉重勝正

〒810-0004

福岡市渡辺通2丁目1番82号（福三商工株式会社内）

被告 久保田洋司

〒860-0047

熊本県熊本市春日8丁目17番31号

被告 光洋電器工業株式会社
上記代表者代表取締役 宮崎眞佐雄

〒810-0004

福岡市中央区渡辺通1丁目1番1号（光洋電器工業株式会社内）

被告 上村明徳

慰謝料等請求事件

訴訟物の価格	金2000万円
貼用印紙代	金80,000円
予納郵券類	金14,420円

請求の趣旨

- 1 被告福三商工株式会社及び被告倉重勝正並びに被告久保田洋司は、連帯して、原告に対し、金1000万円並びにこれに対する本訴状送達の日翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 2 被告光洋電器工業株式会社及び上村明徳は連帯して、原告に対し、金1000万円並びにこれに対する本訴状送達の日翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 3 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- との判決並びに第1項及び第2項につき、仮執行の宣言を求めらる。

請求の原因

- 1 原告は、平成2年4月に、訴外株式会社西正建設（以下、「西正」と言う。）に入社し、平成5年に取締役副社長に就任していたが、同、11年3月19日、西正を退職した。
- 2 原告の退職理由については、以前から、西正の会社内部で従業員の不